

さぬき市住宅用太陽光発電システム設置促進事業のご案内 ＜制度の概要＞

さぬき市では、地球温暖化対策の一環として、住宅に太陽光発電システムを設置した方に、設置に要した経費の一部に相当する額の「さぬき市共通商品券」を交付します。

1 対象となる太陽光発電システム

次のすべての要件を満たすことが必要です。

- (1) 太陽光発電システムから発生した電力を住宅で使用していること。
- (2) 電気事業者と電力受給を開始した際に未使用であること。

2 対象となる住宅

次のいずれかの要件を満たすことが必要です。

- (1) 市内の住宅に対象太陽光発電システムを設置しているもの
- (2) 市内の対象システムを設置している建売住宅

※ 同一敷地内に設置し、発生した電力を住宅で使用している場合を含みます。

3 対象となる方

次のすべての要件を満たすことが必要です。

- (1) 対象太陽光発電システムを設置又は対象太陽光発電システム付建売住宅を購入した方
- (2) 電気事業者と電力受給契約を締結した方
- (3) 対象住宅に住所を有し、居住している方
- (4) 市税及び国民健康保険税を滞納していない方
- (5) 過去にさぬき市から住宅用太陽光発電システムに係る商品券の交付を受けていない方

※ 単身赴任等で上記の要件を満たすことができない方は、一定の条件を満たす場合には商品券の交付を受けることができますので、お問い合わせください。

4 商品券の交付額

1kw当たり 25,000円（上限100,000円）

1kw未満の端数は、小数点以下第2位未満切り捨て

1,000円未満の端数は切捨て

※1,000円券で交付します。

5 商品券の交付手続

電力受給開始日以後、2か月以内に次の書類を提出してください。

- (1) 住宅用太陽光発電システム設置促進事業商品券交付申請書（兼実績報告書）（様式第1号）
 - (2) 住宅用太陽光発電システム設置促進事業商品券交付請求書（様式第2号）
 - (3) 電力受給契約書のコピー
 - (4) 工事請負契約書又は売買契約書のコピー
 - (5) 設置した住宅の所在が分かる地図
 - (6) 設置状況を示すカラー写真
住宅の全体、太陽電池モジュール、接続箱、インバーター、
発生電力量計、余剰電力販売用電力量計
 - (7) 太陽電池モジュールの製造番号が分かる書類のコピー
 - (8) 設置等に係る経費の領収書のコピー
 - (9) 申請者の住民票（原本）
電力受給開始日（建売住宅購入の場合は引渡日）以後に発行されたもの
 - (10) 申請者のさぬき市税等の滞納がない証明書（原本） ※所定様式
電力受給開始日（建売住宅購入の場合は引渡日）以後に発行されたもの
- ※ その他、状況により書類の追加をお願いすることがあります。

6 申請書類の受付期間

令和4年4月1日（金） ～ 令和5年3月15日（水）

- ※ 申請書類に不備がある場合は受け付けしません。
- ※ 受付期間内であっても、申請額が予算額に達した時点で受付を終了する場合があります。

7 申請書類の受付場所

さぬき市市民部生活環境課（さぬき市役所1階）

- ※ 生活環境課に持参してください。（原則として郵送での受付不可）

8 商品券の交付

内容に不備がなければ、申請書類を提出してから約1～2か月後に、商品券を交付します。

- ※ 商品券には有効期限がありますのでご注意ください。

9 その他

法定耐用年数期間内に太陽光発電システムを処分する場合は、事前に市の承認が必要になります。

【問合せ先】

さぬき市市民部生活環境課（さぬき市役所1階）
〒769-2195 香川県さぬき市志度5385番地8
電話 087-894-1119